

## 釜石港脱炭素化推進協議会設置規約

## (趣旨)

第1条 釜石港において、「カーボンニュートラルポート (CNP)」を形成することで、脱炭素社会の実現に貢献するため、「釜石港脱炭素化推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置し、「釜石港脱炭素化推進計画」の策定および釜石港の脱炭素化推進に必要な検討を行う。

## (構成)

第2条 協議会は、別表に掲げる構成員、オブザーバーおよび事務局(以下「構成員」という)をもって構成する。

2 構成員の追加等は、事務局が決定する。

3 協議会は、必要に応じて構成員等以外の者の出席を求めることができる。

## (会長)

第3条 協議会に会長を置き、岩手県県土整備部港湾課総括課長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

## (運営)

第4条 協議会の運営は、以下各号によるものとする。

(1) 協議会は、構成員等の自由な議論を担保する観点から、原則として非公開とする。

(2) 議事次第は、会議終了後に公開する。

(3) 議事次第以外の配付資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。

(4) 協議会の議事は、会議終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

(5) 協議会の招集が困難である場合等にあつては、書面等により協議を行うこととする。

(6) 協議会は構成員の半数以上の出席をもって成立する。

## (事務局)

第5条 協議会の事務局は、岩手県県土整備部港湾課および岩手県沿岸振興局土木部に置く。

## (守秘義務)

第6条 協議会の構成員は、個人情報その他協議会で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## (その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定める。

## 附 則

この規約は、令和5年2月14日から施行する。

別表

釜石港脱炭素推進協議会 構成員

番号	組織名
	(港湾地域企業)
1	岩手県オイルターミナル株式会社
2	釜石瓦斯株式会社
3	釜石グレーンセンター株式会社
4	日鉄物流釜石株式会社
5	日本製鉄株式会社 北日本製鉄所 釜石地区
6	日本通運株式会社 釜石支店
	(関係団体)
7	公益社団法人岩手県トラック協会 釜石支部
8	釜石商工会議所
	(関係行政機関)
9	釜石海上保安部
10	岩手県環境生活部
11	岩手県商工労働観光部
12	釜石市産業振興部

(オブザーバー)

13	東北地方整備局釜石港湾事務所
----	----------------

(事務局)

14	沿岸広域振興局土木部
15	岩手県県土整備部港湾課